

総合評価書

平成19年3月

政策体系	番号	
基本目標	4	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること。
施策目標	2	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
	II	地域の実情に即した雇用機会の創出等を図ること
担当部局・課	主管部局・課	職業安定局地域雇用対策室
	関係部局・課	

1 評価対象の設定

評価対象	地域雇用開発促進法に基づく地域雇用対策
評価の契機等	全国的には雇用情勢は改善しているものの、依然として厳しい雇用情勢が続いている地域が存在し、地域間格差が存在することから、地域差を是正する施策を早急に講ずる必要がある。

2 評価の方法等

評価の観点	雇用情勢の地域差の是正についての検討 現下の雇用情勢については、全ての都道府県において今回の景気回復が始まった平成14年より改善が進んでいるが、北海道や九州のように依然として厳しさが残る地域があるなど、地域差が見られる状況の中で雇用情勢の地域差の是正を図るためには、どのような施策が効果的なのか。
収集した情報・データ及び各種の評価手法を用いて行った分析・測定の方法	1. 地域雇用開発促進法の見直しについては、労働政策審議会職業安定分科会（雇用対策基本問題部会）において、平成18年8月から12月まで検討を行った。 2. 同会では、現行の地域雇用開発促進法に基づく支援措置の実施状況等に関する資料を基に有識者の委員による検討を行った。

3 評価結果等

<p>評価結果 (問題点及びその原因)</p>	<p>現行法に基づく4つの地域類型（雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域、求職活動援助地域及び高度技能活用雇用安定地域）における各種の支援措置については、地域の雇用創出に一定の効果があったと考えられる。</p> <p>しかしながら、経済社会情勢が変化し、また、全体として雇用情勢が改善する中で一部に依然として雇用情勢が厳しい地域が残るなど、現在では雇用情勢の地域差に対応することが喫緊の課題となっている。</p> <p>こうした中で、今後は雇用情勢が特に厳しい地域と雇用情勢が悪い中でも雇用創造の意欲が高い地域に支援を重点化する必要性が高まっている。</p>
<p>今後の検討の方向性</p>	<p>「人口減少下における雇用対策について」3地域雇用対策の重点化（平成18年12月12日 労働政策審議会職業安定分科会報告書参照）</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>全国的には雇用情勢が改善する一方で、依然として厳しい雇用情勢が続いている地域が存在するなど、地域差が生じている中で、地域雇用対策について、雇用情勢が特に厳しい地域と、雇用創造に向けた市町村等の意欲が高い地域に支援を重点化するため、地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）を改正することが適当である。</p> <p>具体的には、現在4つある同法の地域類型（雇用機会増大促進地域、求職活動援助地域、能力開発就職促進地域及び高度技能活用雇用安定地域）を、①雇用情勢が特に厳しい地域（雇用開発促進地域）と、②雇用創造に向けた市町村等の意欲が高い地域（自発雇用創造地域）の2類型に再編するとともに、これらの地域における事業主への助成や、市町村等の創意を生かした委託事業等を行うことが適当である。</p> <p>(2) 雇用開発促進地域の要件</p> <p>雇用開発促進地域については、地域内の求職者の割合が高く、求職者の総数に比べて著しく雇用機会が不足しているため、求職者の地域内における就職が著しく困難な状況にあること、また、その状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることを要件とすることが適当である。なお、区域は、労働市場圏を形成するハローワークの管轄区域を基本とすることが適当である。</p> <p>(3) 自発雇用創造地域の要件</p> <p>自発雇用創造地域については、地域内に居住する求職者の総数に比べて相当程度に雇用機会が不足しているため、求職者の地域内における就職が困難な状況にあり、また、その状態が相当期間にわたり継続することが見込まれること、さらに地域において重点的に雇用機会の創出を図</p>

る事業分野を設定し、これに係る施策を実施しているか又は実施することが明確であることを要件とすることが適当である。なお、区域は、市町村の区域（複数の市町村の区域も含む。）とすることが適当である。

(4) 計画の同意

国は、雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に係る指針を策定し、同指針に基づき、都道府県は地域雇用開発計画（仮称）を、市町村は地域雇用創造計画（仮称）を策定して、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることが適当である。

(5) 支援措置

厚生労働大臣の同意を得た雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域については、以下の支援策を講ずることが適当である。

なお、以下の支援策は事業主抛出の雇用保険三事業により行われるものであることにかんがみ、効率的な運用に向け、支援策の効果についての適切な評価に努めるべきとの意見があった。

ア 雇用開発促進地域

① 事業所の設置・整備と雇入れへの助成

事業所の設置・整備を行い、地域求職者を雇い入れる事業主に対し、設置等費用及び雇入れ規模に応じ助成。

② 中核人材の受入れへの助成

中核的人材（新事業の展開、拡大等に資する高度技能労働者、管理職等）を受け入れ、併せて地域求職者を雇い入れる事業主に対し助成。

③ 能力開発への助成

地域求職者を雇い入れた事業主が、職業訓練を受けさせる場合に助成。

イ 自発雇用創造地域

自発雇用創造地域については、市町村、経済団体等から構成される協議会から提案された事業（能力開発、就職促進等）の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該協議会等に委託する。

※ 以下は、原則としてフォローアップ時に記入する。

4 評価結果の反映状況

<p>政策への 反映状況</p>	<p>平成18年12月12日の労働政策審議会職業安定分科会からの報告を受け、同日付で労働政策審議会は「人口減少下における雇用対策について」について厚生労働大臣に対して建議を行った。厚生労働省においては、当該建議及び本評価書の評価結果の趣旨を踏まえ、政策の検討を行い、「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出した。当該法案については、国会での審議を経て、平成19年6月1日に可決・成立した（平成19年6月8日公布、平成19年8月4日施行）。</p> <p>同法では、</p> <p>① 雇用情勢が特に厳しい地域（雇用開発促進地域）に対しては、事業所の設置・整備に伴う雇入れ等を行う事業主への助成措置を講ずる</p> <p>② 雇用情勢が厳しく、かつ雇用創造に向けた意欲の高い地域（自発雇用創造地域）に対しては、地域の協議会が提案する事業構想の中から雇用創造効果が高いものを選抜し、その事業の実施を委託する等を盛り込み、これらにより、雇用情勢の厳しい地域に対して国の支援を重点化し、雇用情勢の地域差の是正を図ることとしている。</p> <p>（改正のポイントについては、厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other16/index.html 参照）</p> <p>国会での法案審議においては、当該法案についての修正はなされていない。</p> <p>なお、改正法附則第8条では、同法施行後5年を経過した場合において、同法の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されている。</p>
----------------------	---

5 その他

<p>評価実施過程において明らかに なった課題</p>	<p>依然として雇用の改善の動きが弱い地域があり、雇用情勢に地域差がみられることを踏まえ、雇用の改善の動きが弱い地域に対して、それぞれの地域の実情に応じた施策を集中的かつ効果的に講じていくことが必要。</p>
---------------------------------	--

<p>外部有識者等の 活 用 状 況</p>	<p>地域雇用開発促進法の見直しについては、労働政策審議会職業安定分科会（雇用対策基本問題部会）において、平成18年8月から12月まで6回にわたり検討を行った。</p> <p>法案成立後については、施行に向けた関係省令・指針等について同会において検討を行った。</p>
<p>パブリックコメント等を行った 場合はその意見</p>	<p>パブリックコメントを実施したが意見はなかった。</p>